

安曇野市家庭的保育事業等の認可に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の15第2項に規定する家庭的保育事業等の認可及び同条第7項に規定する家庭的保育事業等の廃止又は休止について、法及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法及び省令において使用する用語の例による。

(認可の申請)

第3条 法第34条の15第2項の認可を受けようとする者は、家庭的保育事業等認可申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の場合において、家庭的保育事業等のうち家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業の認可を受けようとする者は別表第1に掲げる書類を、居宅訪問型保育事業の認可を受けようとする者は別表第2に掲げる書類を前項の申請書に添えて提出しなければならない。

3 家庭的保育事業等の運営の適正化に資するため、家庭的保育事業等の認可を受けようとする者は、あらかじめ教育委員会と協議しなければならない。

(認可の基準等)

第4条 認可の基準は、法、省令その他関係法令、安曇野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年安曇野市条例第36号。以下「条例」という。）及び家庭的保育事業等の認可等について（平成26年12月12日付け雇児発1212第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定めるもののほか、次に掲げるところによるものとする。

(1) 国税及び地方税に滞納がないこと。

(2) 家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）を実施する場所は新耐震基準（建築基準法施行令の一部を改正する政令（昭和55年政令第196号）による改正後の建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）による基準をいう。以下、別表第1において同じ。）に基づいた建物であること又は耐震診断等によって安全性が確認できる建物であること。

(3) 認可を受けようとする者が社会福祉法人及び学校法人以外の場合は、事業規模に応じた必要な経済的基礎を有するものとして、次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 原則として、家庭的保育事業等の経営を行うために直接必要な全ての物件について所有権を有していること、国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を

受けていること又は不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について（平成16年5月24日付け雇児発第0524002号、社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭・社会・援護局長連名通知）に定められた要件を満たしていること。
イ　家庭的保育事業等の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を普通預金、当座預金等により有していること。

（意見の聴取）

第5条 教育委員会は、家庭的保育事業等の設置の認可をしようとする場合は、あらかじめ、安曇野市子ども・子育て会議条例（平成26年3月28日条例第8号）第1条に規定する安曇野市子ども・子育て会議又は児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

（審査及び通知）

第6条 教育委員会は、第3条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、認可の可否を決定し、認可する場合は家庭的保育事業等設置認可通知書（様式第2号）を、認可しない場合は家庭的保育事業等設置認可不承認通知書（様式第3号）を、当該申請を行った者に交付するものとする。

（認可内容の変更）

第7条 前条の規定により家庭的保育事業等の認可を受けた者が省令第36条の36第3項及び第4項の規定による届出をする場合は、家庭的保育事業等設置認可事項変更届（様式第4号）に変更内容に係る関係書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

（廃止又は休止）

第8条 第6条の規定により家庭的保育事業等の認可を受けた者が法第34条の15第7項の規定による家庭的保育事業等を廃止又は休止しようとする場合は、家庭的保育事業等廃止（休止）申請書（様式第5号）に廃止又は休止内容に係る関係書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

（廃止又は休止の承認等）

第9条 教育委員会は、前条の規定による申請があった場合は、地域の保育の実情を勘案し、廃止又は休止の可否を決定し、承認する場合は家庭的保育事業等廃止（休止）承認通知書（様式第6号）を、承認しない場合は家庭的保育事業等廃止（休止）不承認通知書（様式第7号）を、当該申請を行った者に交付するものとする。

（補則）

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区分	添付書類
----	------

申請の概要に関するもの	(1) 申請概要書 (2) 誓約書
法人等に関するもの	(1) 定款又は寄付行為の写し (2) 登記事項証明書の写し (3) 印鑑証明書 (4) 代表・役員等一覧 (5) 家庭的保育事業等の設置に係る役員会等の議事録
法人代表者及び実務を担当する幹部職員（実務を担当する施設管理者。ただし家庭的保育事業にあつては、家庭的保育者）に関するもの	(1) 法人等代表者及び施設管理者の履歴書又は経歴書 (2) 施設管理者の資格に係る登録証等の写し (3) 施設管理者の勤務証明書
経営に関するもの	(1) 家庭的保育事業等開設資金計画書 (2) 今後3年の事業収支計画 (3) 過去3年の決算書の写し（家庭的保育事業等の経営以外の事業を実施している場合は、法人等の全体の過去3年の財務内容について分かるもの） (4) 自己資金内訳表 (5) 預金残高証明書（申請書提出日の1月前以降の時点のもの） (6) 借入金の状況及び借入金償還計画 (7) 滞納がないことを証する書類又は納税証明書 ア　申請者が法人の場合 国税（法人税及び消費税）、都道府県民税（法人都道府県民税・法人事業税）、市区町村民税及び固定資産税に係る納税証明書又は未納がないことの証明書 イ　申請者が自然人の場合

	国税（所得税及び消費税）、都道府県民税（個人都道府県民税・個人事業税）、市区町村民税及び固定資産税に係る納税証明書又は未納がないことの証明書
職員に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 施設管理者及び職員の構成 (2) 職員全員の健康診断書及び資格に係る登録証等の写し (3) 嘱託医の医師免許証及び契約書の写し (4) 常勤職員雇用通知書の写し (5) 所定労働時間等の明記された非常勤職員雇用通知書の写し (6) 職員の勤務体制（予定）表
建物その他設備に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 建物の位置図（周辺環境が分かるものに限る。） (2) 家庭的保育事業等を実施する土地及び建物が自己所有の場合は当該土地及び建物の登記全部事項証明書の写し。土地及び建物が自己所有でない場合において、国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受ける場合は賃貸借契約書又は使用許可書の写し。国又は地方公共団体以外から貸与を受ける場合は不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和についてに定める要件を確認できる書類及び賃貸借契約書の写し (3) 建物の平面図（各室の面積が分かるものに限る。） (4) 屋外遊戯場の求積図面又は代替遊戯場までの経路 (5) 建物の各室から公道までの避難経路を記載した平面図 (6) 建物建築時の建築確認申請書、確認済証及び検査済証の写し（検査済証を紛失した場合は、台帳記載事項証明書） (7) 建物の用途変更に係る建築確認申請書及び確認済証の写し（建物の用途変更をした場合に限る。） (8) 新耐震基準により建築された建物であることを証する書類又は建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年度国土交通省告示第184号）に定める方法により行った耐震診断により、鉄骨造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあってはIs値が0.6以上かつq値が1.0以上、木造の建築物にあってはIw値が1.0以上であることを証する書類 (9) 消防計画及び防火管理者専任届出書の写し (10) 自園調理の場合は給食施設の設置の届出を行ったことを証する書類の写し、調理業務を委託する場合は調理業務契約書の写し、搬入施設から食事を搬入する場合は外部搬入に係る契約書の

	<p>写し</p> <p>(11) 実施施設の外観、各室及び遊戯場（代替遊戯場を含む。）の現況写真</p>
家庭的保育事業等の運営方針に関するもの	<p>(1) 家庭的保育事業等に関する運営規則</p> <p>(2) 就業規則、給与規程</p> <p>(3) 保育計画</p> <p>(4) 1日の保育スケジュール</p> <p>(5) 重要事項説明書（条例第18条に規定する重要事項が全て記載されているものに限る。）</p> <p>(6) 条例第6条第1項に規定する連携施設（以下「連携施設」という。）との協定書</p> <p>(7) 連携施設との緊急連絡網</p>
家庭的保育事業等の安全対策等に関するもの	<p>(1) 保育安全計画（以下の取組に係る年間スケジュール等を記載するものに限る。）</p> <p>ア 施設・設備（散歩コース、緊急避難先等を含む）の安全点検</p> <p>イ 重大事故防止、災害・緊急時マニュアル等の策定及び共有</p> <p>ウ 児童への安全指導</p> <p>エ 保護者への説明及び共有</p> <p>オ 実践的訓練及び研修の実施</p> <p>カ 再発防止の徹底</p> <p>キ その他安全確保に向けた取組</p> <p>(2) 苦情を処理するために講ずる措置の概要が分かる書類</p> <p>(3) 重大事故防止マニュアル</p> <p>(4) 災害時マニュアル</p> <p>(5) 119番対応時マニュアル</p> <p>(6) 救急対応時マニュアル</p> <p>(7) 不審者対応時マニュアル</p> <p>(8) 加入している賠償責任保険等の契約書の写し</p>
その他	その他認可に関し必要と教育委員会が認める事項を示した書類

備考

- 1 写しと規定されている場合を除き、全て原本により提出をすること。
- 2 条例で定める基準に適合していることを確認できる書類であれば、この表に掲げる書類に代えることができるものとする。

別表第2（第3条関係）

区分	添付書類
申請の概要に関するもの	(1) 申請概要書 (2) 誓約書
法人等に関するもの	(1) 定款又は寄付行為の写し (2) 登記事項証明書の写し (3) 印鑑証明書 (4) 代表・役員等一覧 (5) 家庭的保育事業等の設置に係る役員会等の議事録
法人代表者及び実務を担当する幹部職員（実務を担当する施設管理者。）に関するもの	(1) 法人等代表者及び施設管理者の履歴書又は経歴書 (2) 施設管理者の資格に係る登録証等の写し (3) 施設管理者の勤務証明書
経営に関するもの	(1) 家庭的保育事業等開設資金計画書 (2) 今後3年の事業収支計画 (3) 過去3年の決算書の写し（家庭的保育事業等の経営以外の事業を実施している場合は、法人等の全体の過去3年の財務内容について分かるもの） (4) 自己資金内訳表 (5) 預金残高証明書（申請書提出日の1ヶ月前以降の時点のもの） (6) 借入金の状況及び借入金償還計画 (7) 滞納がないことを証する書類又は納税証明書 ア 申請者が法人の場合 国税（法人税及び消費税）、都道府県民税（法人都道府県民税・法人事業税）、市区町村民税及び固定資産税に係る納税証明書又は未納がないことの証明書 イ 申請者が自然人の場合 国税（所得税及び消費税）、都道府県民税（個人都道府県民税・個人事業税）、市区町村民税及び固定資産税に係る納税証明書又は未納がないことの証明書
職員に関するもの	(1) 施設管理者及び職員の構成 (2) 職員全員の健康診断書及び資格に係る登録証等の写し

	<ul style="list-style-type: none"> (3) 嘱託医の医師免許証及び契約書の写し (4) 常勤職員雇用通知書の写し (5) 所定労働時間等の明記された非常勤職員雇用通知書の写し (6) 職員の勤務体制（予定）表
家庭的保育事業等の運営方針に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 家庭的保育事業等に関する運営規則 (2) 就業規則、給与規程 (3) 保育計画 (4) 1日の保育スケジュール (5) 重要事項説明書（条例第18条に規定する重要事項が全て記載されているものに限る。） (6) 連携施設との協定書 (7) 連携施設との緊急連絡網
家庭的保育事業等の安全対策等に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 保育安全計画（以下の取組に係る年間スケジュール等を記載するものに限る。） <ul style="list-style-type: none"> ア 施設・設備（散歩コース、緊急避難先等を含む。）の安全点検 イ 重大事故防止、災害・緊急時マニュアル等の策定及び共有 ウ 児童への安全指導 エ 保護者への説明及び共有 オ 実践的訓練及び研修の実施 カ 再発防止の徹底 キ その他安全確保に向けた取組 (2) 苦情を処理するために講ずる措置の概要が分かる書類 (3) 重大事故防止マニュアル (4) 災害時マニュアル (5) 119番対応時マニュアル (6) 救急対応時マニュアル (7) 不審者対応時マニュアル (8) 加入している賠償責任保険等の契約書の写し
その他	その他認可に関し必要と教育委員会が認める事項を示した書類

備考

- 1 写しと規定されている場合を除き、全て原本により提出をすること。
- 2 条例で定める基準に適合していることを確認できる書類であれば、この表に列記した書類に代えることができるものとする。

